

食品衛生管理の現状について

(株) 中部衛生検査センター 顧問
道野 英司

令和7年度における食品衛生に関連した行政を中心とした主な動きについて、情報を提供します。最初に、① 環境省、消費者庁により新たに制定されたPFAS規制、② 一昨年に発生した紅麹関連製品事案後の機能性表示食品、いわゆる健康食品規制への消費者庁、厚生労働省の対応状況、③ 平成30年の食品衛生法改正で導入されたHACCPに沿った衛生管理などの施行後5年後の厚生労働省の検討状況、さらには④ HACCPの民間認証制度についても話題とします。

1. 水道水、ミネラルウォーター等のPFAS規制

PFAS（通称ピーファス、ペル又はポリ・フルオロアルキル化合物）は主に炭素とフッ素からなる化学物質で1万種類以上の物質があり、界面活性剤、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤など幅広い用途で使用されています。環境中に排出され、水道水、河川水、化学工場周辺のほか、住民の血液からも検出されています。

昨年6月30日に環境省が水道法に基づく水質基準にPFOSとPFOAの和として50ng/l以下とする基準を設定しました（令和8年4月施行）。また、消費者庁は同日付で「殺菌又は除菌を行ったミネラルウォーター類」に水道水と同じ基準を設定したほか、「殺菌又は除菌を行わないミネラルウォーター類」の泉源の原水、ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水の原料水にも適用する基準改正などを行いました。

なお、食品の洗浄や冷却など、食品の製造、加工、調理等の目的に使用される食品製造用の水については、現時点で基準を設定せず、事業者が自主的に基準値を参考に可能な範囲で低減措置等の対応を求めています。

2. 紅麹関連製品事案のその後の対応

一昨年3月に発生した紅麹関連製品事案に対応して、機能性表示食品について健康被害が疑われる（医師診断あり、因果関係不明を含む。）事例の報告、機能性表示食品のうちサプリメントについてGMPを要件化、機能性表示食品の届出時の科学的知見の厳格化、届出後の自己評価、公表の要件化、表示方法の見直しなどが行われました。

また、いわゆる健康食品については、現在、法令による義務ではなく、通知による運用、指導として、原材料の安全性に関する指針、製造管理・品質管理・GMPに関する指針、さらに、因果関係が明確でない場合も含めてより積極的に情報が定められています。平成30年の食品衛生法改正施行後5年の検討にあわせて、サプリメント規制の在り方、許可業種や営業許可施設の基準の在り方などについて検討がすすめられています。

いわゆる健康食品には様々な製品があり、仮に規制が強化されたとしても、消費者が選択や摂取する場合には、必ずしも安全とは限らない、過剰摂取のリスクがある、医薬品ではないなどの特性を理解する必要があり、食品安全委員会の「健康食品についての19のメッセージ」が参考になります。

3. HACCP制度の施行5年後検討

平成30年の食品衛生法改正で制度化された「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理」は令和2年に施行され、今年で5年目となりました。新制度制定から5年経過後に検証が行われる仕組みとなっており、厚生労働省厚生科学審議会食品衛生監視部会で議論されています。HACCP制度については、令和3、4年調査と令和7年フォロー

アップ調査の結果などが示され、特に飲食店事業者などの小規模事業者における実施率の向上、外国人従業員への対応、保健所等の指導機会の増加、記録負担の軽減、食品衛生責任者への継続的な知識習得の機会の増加などが議論されています。

零細な事業者への HACCP の導入、定着は食中毒事件の防止の観点からも大きな課題です。飲食業は参入のハードルが他の食品製造加工業よりも低いため、産業分類上もっとも開業率、廃業率が高い業種です。常に多くの新規事業者が存在するため、事業者への教育、店舗の衛生管理を担う人材養成が大きな課題と考えられます。

4. HACCP の民間認証制度

HACCP の義務化後、民間認証の取得が加速しています。独立性の高い民間機関が定めた ISO や CODEX などの基準を取り入れた認証基準への適合性を専門の監査機関が審査、認証するしくみです。認証取得のメリットとしては、義務化のもとで他の企業との差別化、すなわち、取引先が要件化や推奨している場合、取引先へ PR する場合などビジネスに直接結びつけることができます。また、自社の HACCP などの食品安全システムを第三者の視点で課題抽出、検証して、発展強化でき、品管品証部門の判断の裏付け、補強、信頼性の向上にもつながります。保健所の立ち入りは年 1 回以下と減少傾向にある中、外部監査の機会の増加はコンプライアンスの向上効果も期待できます。

世界の食品事業者、国際機関、認証機関などが参加する食品安全の推進組織 GFSI (Global Food Safety Initiative) は、食品安全プログラムの交際調和を推進するため、ベンチマーク要求事項に適合する国際認証を認証しており、国内の企業の間で国際認証の取得が広がっています。

中部衛生検査センターは、JFS 認証に係る監査機関登録を目標に HACCP コンサルティング、社内教育などに取り組んでいます。「監査をする側」から食品事業者の皆様のサポートを目指しています！